審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　建築住宅課

法令名	建築基準法	法令番号	昭和２５年法律第２０１号
手続名	指定確認検査機関の指定	根拠条項	法第６条の２第２項、法第７７条の１８第１項

審査基準

○建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（Ｈ１１年建設省令第１３号）

・指定確認検査機関に係る指定の申請　（第１４条）
・指定確認検査機関に係る指定の区分　（第１５条）
・確認検査員の数（第１６条）
・指定確認検査機関に係る構成員の構成（第１８条）

○下記の住宅局長通達に準ずる。

・「指定確認検査機関について」（Ｈ１１.４.２８建設省住指発第２０１号、住街発第４８号）
・「指定確認検査機関指定準則」（Ｈ１１.４.２８建設省住指発第２０１号、住街発第４８号）

受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間　３０　日 標準経由期間　　日	目次 No.	